

令和6年度 第16回政策推進会議報告

日 時 3月11日 9時30分～10時25分

場 所 WEB 会議室

出席者 20人

1 「（仮称）尼崎市多文化共生社会推進指針（素案）」に対する市民意見公募手続の結果及び同指針（案）の策定について

総合政策局長から資料に基づき報告。（以下、質疑等）

（市長）多文化指針について人権文化いきづくまちづくり審議会の全体会・部会を重ねて審議していただき、ここまでまとまったものである。検討いただいた部局の皆さまにお礼申し上げます。また、当指針は、総合政策局だけではなく市全体の取組として、各部局連携しながら取り組んでいただきたい。

2 「（仮称）尼崎市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（素案）」に対する市民意見公募手続の結果及び同制度（案）の策定について

総合政策局長から資料に基づき報告。

3 特定個人情報保護評価の再実施に係る市民意見公募等の結果について

総務局長から資料に基づき報告。

4 その他

○危機管理安全局長から、路上喫煙禁止区域の指定（阪急園田駅ほか1駅）について説明。

（以下、質疑等。）

- ・（市長）路上喫煙禁止区域も残り一つとなり、地域の方々との調整も大変だったかと思うが、引き続きご理解を得られるよう丁寧に進めていただきたい。

○総務局長から、尼崎市職員カスタマーハラスメント対策基本方針について説明。（以下、質疑等）

- ・（福祉局長）電話機の録音告知及び録音の開始はいつから開始するのか。
- ・（総務局）電話機の録音機能の設置については、来年度の7月より実施予定である。なお、研修の実施やマニュアルの作成については、今年度より開始している。
- ・（福祉局長）録音機能が設置されている電話機について、どこの窓口に設置するか決まっているのか。
- ・（総務局長）基本的に庁舎管理課が契約している電話機については、すべて録音機能を付けることが可能である。また、所管課の希望に応じて、メッセージ機能を無くすなどのカスタマイズすることも可能である。実際の使用方法については、コンプライアンス推進課より別途案内する。
- ・（市長）カスタマーハラスメントに該当する行為が定義されており、対面や電話の方は当然対象となると思うが、SNSでの誹謗中傷は含めるのか。例えば、市役所の職員の名前をSNSであげて対応の不満についてSNSに書き込む場合は、カスハラに該当するのか。（総務局長）該当するということで整理している。

SNSに関しては、ダイバーシティ推進課で去年研修したようにプロバイダーに対しての

削除要請や市として法的な対応、仮処分的なことができるかなど今後整理していきたい。

- ・（市長）基本方針の文章やプレス資料などに「SNS における〇〇という行為についても対象とする。」という記載をした方がメッセージ性があり、市民の方々へも伝わりやすいのではないかと。今後、詳細を詰めなければならないところがあるかもしれないが、記載できる範囲で追記してほしい。

今回、総務局にカスハラ対策、給与制度の改定等、色々対策していただいた。民間までには及ばないものの、働く環境の改善も少しずつできていると感じている。

また、カスハラ対策についてであるが、学校現場や保育士の方が大変なように感じている。例えば、子どもや利用者の方など明日も明後日も続けてお付き合いがある中で、保護者の方との関係性を保ちながらの対応は非常に難しい。必要以上に謝ることを現場に強いることが無いよう、事務側がサポートできるような体制を市として整えていかなければならないと思っている。

○総務局長から、令和7年度の給与制度関係について説明。（以下、質疑等）

- ・（市長）ラスパイレス指数はどれくらい変わるのか。
- ・（総務局長）97.8ポイントから99.02ポイントになる。

○総務局長から、旅費制度の改正について説明。

○こども政策から、学びと育ち研究所研究報告書の発行について説明。

○安田教育次長から、AMAGASAKI 赤レンガフェスタ in 旧尼崎紡績本社事務所の開催について説明。